◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　業務概要

⑴　業務名　令和７年度那覇港航行安全支援業務

⑵　業務内容　本業務は、那覇港新港ふ頭地区ふ頭再編整備事業の実施にあたり、工事の安全と円滑な遂行及び付近を航行する船舶の安全確保のため、工事に関する情報、航行船舶の情報、気象海象に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を工事関係者及び通行船舶等に速やかに伝達するものである。

⑶　履行期限　契約締結日の翌日から令和８年３月31日まで。

2　申請の時期

令和７年２月７日から令和７年２月17日17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、令和７年２月17日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが令和７年４月１日までに設計共同体として資格の認定を受けていなければならない。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和７年２月７日から内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。なお、沖縄総合事務局開発建設部ホームページからも入手することができる。

沖縄総合事務局開発建設部ホームページ
http://www.ogb.go.jp/kaiken/014405/kaiken_keiyaku_keiyaku

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「令和７年度那覇港航行安全支援業務設計共同体協定書」（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、電子メールにより提出すること。メール送信後、提出場所：１）に記載の電話番号へ申請書のメール送信の連絡をすること。

提出場所：１）〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２―１―１那覇第２地方合同庁舎２号館　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　電話：098―866―0031（内線）2541

メールアドレス：
okisou-sikaku-kouji.n3a@ogb.cao.go.jp

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月25日付け内閣府沖縄総合事務局長公示。以下「令和６年10月25日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）沖縄総合事務局における令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の定期受付に係る申請を行っていること。なお、申請中の場合は、令和７年４月１日までに上記一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。

３）沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

４）令和６年10月25日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により「令和７年度那覇港航行安全支援業務設計共同体協定書」において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、「令和７年度那覇港航行安全支援業務設計共同体協定書」において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、「令和７年度那覇港航行安全支援業務設計共同体協定書」において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「沖縄総合事務局開発建設部の発注に係る建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成12年３月10日付け府開管理第157―１号）の別紙―１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の扱い

４⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴２）の認定を受けていない構成員が４⑴２）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴２）の認定を受けていない構成員が当該業務に係る令和７年４月１日までに４⑴２）の認定を受けていないときは設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「令和７年度那覇港航行安全支援業務△△・□□設計共同体」とする。

競争参加者の資格に関する公示

福島国際研究教育機構施設㉕設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和７年２月７日

東北地方整備局長　西村　　拓

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　業務概要

⑴　業務名　福島国際研究教育機構施設㉕設計業務

⑵　業務内容　本業務は、福島県双葉郡浪江町（川添地区）において計画されている福島国際研究教育機構施設（固有実験施設）の新築についての基本設計及び実施設計業務である。

⑶　履行期間は以下の期間を予定している。契約締結日の翌日から令和９年12月17日まで

2　申請の時期　令和７年２月７日から令和７年２月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、申請期限日の翌日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（https://www.thr.mlit.go.jp）から入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に福島国際研究教育機構施設㉕設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、原則として電子メールにより提出すること。

提出場所　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　国土交通省東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹　メールアドレス　thr-82shikakushinsa@mlit.go.jp

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。